

令和元年度 一般社団法人碧南市医師会碧南市休日診療所特別会計収支決算書

自平成31年4月1日
至令和2年3月31日

歳入

科 目		予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
款	項 目 節				
1	受託収入	2,000,000	2,000,000	0	
2	事業収入	23,698,000	19,672,074	△ 4,025,926	
3	繰入金	4,291,000	4,291,038	38	
4	雑入	1,000	35	△ 965	
歳入合計 (A)		29,990,000	25,963,147	△ 4,026,853	

歳出

科 目		予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
款 項 目	節				
1 休日診療所運営費	1 報酬	14,000,000	12,767,496	△ 1,232,504	
	2 賃金	2,500,000	2,367,605	△ 132,395	
	3 旅費	850,000	708,000	△ 142,000	
	4 需用費	6,560,000	3,973,526	△ 2,586,474	
	1)消耗品費	350,000	301,461	△ 48,539	
	2)食糧費	350,000	298,141	△ 51,859	
	3)光熱水費	850,000	841,000	△ 9,000	
	4)医薬品費	5,000,000	2,532,924	△ 2,467,076	
	5)診療材料	10,000	0	△ 10,000	
	5 役務費	30,000	22,790	△ 7,210	
	6 使用料及び賃借料	1,000,000	783,930	△ 216,070	
7 負担金補助及び交付金	5,000,000	5,000,000	0		
8 補償補填及び賠償金	10,000	0	△ 10,000		
9 償還金利子及び割引料	10,000	0	△ 10,000		
10 雑費	30,000	15,690	△ 14,310		
歳出合計 (B)		29,990,000	25,639,037	△ 4,350,963	
当年度収支差額 (A) - (B) = (C)		0	324,110	324,110	
前年度繰越収支差額 (D)		0	0	0	
次年度繰越収支差額 (C) + (D)		0	324,110	324,110	

(注記) 次年度繰越収支差額 (C) + (D) の決算額 324,110円 は全額、令和2年度の補正予算で歳入3款1項1目1節 繰入金として会計処理します。

令和元年度休日診療所患者数

市内・市外

月	診療 日数	患者数	構成比	1日平均 患者数	市内	市外	市 外 内 訳				
							高浜	西尾	安城	刈谷	その他
	日	人	%	人	人	人	人	人	人	人	人
4	6	144	6.8	24	110	34	18	4	3	0	9
5	9	241	11.4	26	192	49	24	4	9	3	9
6	5	55	2.6	11	45	10	6	3	1	0	0
7	5	121	5.7	24	97	24	16	2	1	1	4
8	5	76	3.6	15	59	17	10	2	2	0	3
9	7	133	6.3	19	109	24	17	2	1	4	0
10	6	104	4.9	17	88	16	8	2	0	0	6
11	6	130	6.2	21	103	27	13	4	6	4	0
12	5	168	8	33	135	33	16	6	5	0	6
1	8	549	26.1	68	432	117	72	9	5	4	27
2	6	325	15.4	54	283	42	21	3	6	3	9
3	6	59	2.8	9	49	10	7	0	0	0	3
計	74	2,105	100	28	1,702	403	228	41	39	19	76
構成比	—	—	—	—	80.9%	19.1%	—	—	—	—	—

年度別患者数

	受診者数 (人)	碧南市内 患者 (%)	市外患者 (%)	年間休日数 (日)	1日平均 患者数 (人)
平成 22	2,497	84.6	15.4	68	37
23	2,333	83.5	16.5	68	34
24	2,490	86.6	13.4	70	35
25	2,128	85.1	14.9	69	30
26	2,579	83.3	16.7	69	37
27	2,376	82.7	17.3	69	34
28	2,367	83.4	16.6	69	34
29	2,546	81.1	18.9	70	36
30	2,615	83.3	16.7	71	36
令和 元	2,105	80.9	19.1	74	28

年度別・月別1日あたり平均患者数

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年平均
平成	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
22	30	34	24	31	21	23	24	27	35	52	66	73	37
23	26	28	22	26	30	23	27	16	35	75	57	32	34
24	30	33	26	24	17	21	21	31	38	63	71	40	35
25	26	31	19	20	22	20	15	26	26	47	67	44	30
26	22	28	18	29	17	26	18	23	46	107	48	32	37
27	26	26	23	25	20	34	20	26	26	38	94	54	34
28	27	26	19	25	21	17	22	27	40	68	76	30	34
29	27	27	16	28	19	22	23	17	43	79	85	29	36
30	20	23	20	19	19	19	19	13	53	126	53	20	36
令和													
元	24	26	11	24	15	19	17	21	33	68	54	9	28

年度別・年齢区分別患者比率 (1)

	1歳未満	1～6歳	7～12歳	13～69歳	70歳以上	
平成	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
22	4.7	40.0	18.4	34.0	2.9	100
23	4.3	38.2	19.0	35.2	3.3	100
24	4.2	38.1	17.6	37.2	2.9	100
25	4.6	34.5	18.2	38.8	3.9	100
26	4.2	31.3	18.8	42.5	3.2	100
27	4.5	33.0	17.8	41.7	3.0	100

※平成28年度の年齢区分

	0～4歳	5～14歳	15～64歳	65～69歳	70～74歳	75歳以上	
平成	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
28	25.8	29.6	39.6	1.9	0.9	2.2	100

※平成29年度からの年齢区分

	0歳	1～4歳	5～14歳	15～64歳	65歳以上	
平成	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
29	2.6	23.1	30.0	38.8	5.5	100
3.0	2.4	20.1	26.4	45.8	5.3	100
令和						
元	2.9	16.7	27.6	46.6	6.2	100

年度別・年齢区分別患者比率（２）

	0～12歳	13歳以上	
平成	(%)	(%)	(%)
22	63.0	37.0	100
23	61.5	38.5	100
24	59.9	40.1	100
25	57.3	42.7	100
26	54.3	45.7	100
27	55.3	44.7	100

※ 平成28年度からの年齢区分

	0～14歳	15歳以上	
平成	(%)	(%)	(%)
28	55.4	44.6	100
29	55.7	44.3	100
30	48.9	51.1	100
令和 元	47.2	52.8	100

年度別・疾患別患者比率

	感染症	神経筋疾患	呼吸器疾患	循環器疾患	消化器疾患	腎泌尿器疾患	血液造血臓器疾患	代謝栄養障害	アレルギー疾患	結合組織病	皮膚疾患	その他	
平成 22	(%) 3.8	(%) 1.0	(%) 69.1	(%) 0.3	(%) 19.6	(%) 1.0	(%) —	(%) —	(%) 0.1	(%) —	(%) 3.3	(%) 1.8	(%) 100
23	4.5	0.7	71.8	0.5	15.3	1.1	—	0.1	0.1	—	4.1	1.8	100
24	2.0	0.5	70.8	0.4	20.3	0.8	—	0.1	0.1	0.1	2.8	2.1	100
25	3.0	1.0	71.0	0.4	18.0	1.1	—	—	0.1	0.1	3.7	1.6	100
26	3.0	0.8	72.0	0.4	17.6	0.9	—	0.1	0.2	0.1	2.8	2.1	100
27	2.5	0.8	74.6	0.2	15.9	0.7	—	0.1	0.4	0.1	3.2	1.5	100
28	2.5	0.9	71.0	0.3	18.5	1.2	—	0.1	0.2	0.1	3.0	2.2	100
29	3.5	0.7	76.0	0.2	13.0	1.0	—	0.1	0.6	—	3.0	1.9	100
30	1.2	0.9	78.3	0.1	12.5	1.0	—	0.1	0.4	0.1	3.6	1.8	100
令和 元	2.7	1.6	72.7	0.2	13.9	0.9	0.05	0.05	0.7	—	4.4	2.8	100

地区別受診数

(人口1000人当り) 患者数/人口×1000)

	新川	棚尾	大浜	旭	西端	中央	不明	平均
平成	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
22	28	24	34	28	23	32		29
23	29	30	29	19	27	20		27
24	30	28	35	29	23	31		30
25	27	20	29	23	25	25		25
26	29	30	30	34	24	28		30
27	25	35	23	23	29	22		26
28	26	34	27	29	23	29		28
29	27	31	30	24	29	25		27
30	29	27	32	28	28	33		29
令和								
元	22	23	26	21	24	19		22

事業収入・患者数・1人あたり平均収入

	現金収入	基金収入	合計	患者数合計	1人あたり 平均収入
	(円)	(円)	(円)	(人)	(円)
平成 22	1,677,370	17,642,136	19,319,506	2,497	7,737
23	1,638,810	16,505,731	18,144,541	2,333	7,777
24	1,943,410	17,422,508	19,365,918	2,490	7,777
25	1,649,340	14,834,501	16,483,841	2,128	7,746
26	2,692,780	20,399,830	23,092,610	2,579	8,954
27	2,247,560	18,702,767	20,950,327	2,376	8,817
28	2,700,310	19,065,737	21,766,047	2,367	9,195
29	3,040,100	21,490,625	24,530,725	2,546	9,635
30	3,864,750	21,896,473	25,761,223	2,615	9,851
令和 元	2,844,370	16,827,704	19,672,074	2,105	9,345

受診数最多・最少月日

	最 多		最 少	
	(月・日)	(人)	(月・日)	(人)
平成 22	2・27	100	10・17	13
23	1・22	99	11・27	10
24	2・11	94	10・28	13
25	3・2	83	9・1	8
26	1・12	126	9・28	8
27	2・11	108	8・23	9
28	1・29	134	9・4 9・25	13
29	1・21	131	5・28	9
30	1・14	198	8・26	8
令和 元	1・1	90	3・22	2

5月連休・盆・正月受診数

	5月連休	盆	正月
平成 22	5・2 (日) 43	8・15 (日) 30	1・1 (土) 57
	3 (月) 47		2 (日) 45
	4 (火) 49		3 (月) 34
	5 (水) 44		
23	5・3 (火) 43	8・14 (日) 43	1・1 (日) 73
	4 (水) 34		2 (月) 81
	5 (木) 27		3 (火) 54
24	5・3 (木) 49		1・1 (火) 43
	4 (金) 62		2 (水) 60
	5 (土) 33		3 (木) 48
	6 (日) 22		
25	5・3 (金) 32		1・1 (水) 36
	4 (土) 37		2 (木) 44
	5 (日) 51		3 (金) 42
	6 (月) 37		5 (日) 49
26	5・3 (土) 28		1・1 (木) 91
	4 (日) 43		2 (金) 110
	5 (月) 45		3 (土) 87
	6 (火) 40		4 (日) 90
27	5・3 (日) 31		1・1 (金) 35
	4 (月) 31		2 (土) 35
	5 (火) 39		3 (日) 46
	6 (水) 38		
28	5・3 (火) 45	8・14 (日) 26	1・1 (日) 68
	4 (水) 38		2 (月) 58
	5 (木) 26		3 (火) 57
29	5・3 (水) 38	8・13 (日) 28	1・1 (月) 47
	4 (木) 46		2 (火) 58
	5 (金) 24		3 (水) 70
30	5・3 (木) 34		1・1 (火) 84
	4 (金) 27		2 (水) 135
	5 (土) 35		3 (木) 101
	6 (日) 26		
令和 元	5・1 (水) 28		1・1 (水) 90
	2 (木) 27		2 (木) 72
	3 (金) 28		3 (金) 64
	4 (土) 44		
	5 (日) 25		
	6 (月) 34		

碧南市休日診療所の設置及び管理に関する条例（平成3年12月26日条例第58号）

最終改正:令和元年7月1日条例第20号

改正内容:令和元年7月1日条例第20号 [令和元年10月1日]

○碧南市休日診療所の設置及び管理に関する条例

平成3年12月26日条例第58号

改正

平成5年3月11日条例第15号
平成6年6月30日条例第11号
平成10年3月11日条例第10号
平成12年3月9日条例第1号
平成24年3月30日条例第8号
平成25年12月21日条例第28号
令和元年7月1日条例第20号

碧南市休日診療所の設置及び管理に関する条例

碧南市休日診療所の設置および管理に関する条例（昭和57年碧南市条例第7号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、休日診療所の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 休日における急病患者に適正な医療を提供し、市民の健康保持に寄与するため、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する診療所として碧南市休日診療所（以下「診療所」という。）を碧南市天王町1丁目70番地に設置する。

（診療科目）

第3条 診療所の診療科目は、次のとおりとする。

- (1) 内科
- (2) 小児科

（診療業務の委託）

第4条 市長は、診療所の診療業務及びこれに伴う事務（以下「診療業務等」という。）を一般社団法人碧南市医師会（以下「医師会」という。）に委託するものとする。

2 医師会は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定に従って誠実に診療業務等を実施しなければならない。

3 市長は、医師会が前項の規定に違反し、医師会に診療業務等を委託することが適当でないとき、医師会に対する委託を解除しなければならない。

（審議会の設置）

第5条 診療所の運営に関する重要な事項について調査及び審議をするため、碧南市休日診療所運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（審議会の組織）

第6条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 保健関係団体の代表者
- (2) 識見を有する者
- (3) 市の職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（審議会の会長及び副会長）

第7条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、市長が任命し、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（審議会の会議）

第8条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（委員の報酬及び費用弁償）

第9条 委員の報酬その他職務を行うために要する費用の弁償については、別に条例で定める。
(診療料及び文書料)

第10条 診療所において診療を受けた者は、診療料及び必要により文書料をその都度納付しなければならない。ただし、健康保険法(大正11年法律第70号)その他の法令(以下「法令」と総称する。)の規定により他の機関が納付すべきものについては、当該法令の定めるところによる。

- 2 診療料の額は、法令の定めるところにより算定するものとする。
- 3 法令の規定によらない診療に係る診療料の額は、前項の例による。
- 4 文書料の額は、次のとおりとする。

区分	種別	金額
診断書	保険金の請求をするための診断書	1件 3,300円
	その他診断書	1件 1,100
証明書	保険金の請求をするための通院証明書	1件 3,300
	その他通院証明書	1件 1,100

(過料)

第11条 詐欺その他不正の行為により診療料又は文書料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか診療所の管理について必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成4年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に任命され、又は指名されている碧南市休日診療所運営協議会の委員又は会長若しくは副会長は、その任期が満了するまでの間、この条例の規定により任命され、又は指名された審議会の委員又は会長若しくは副会長とみなす。

附 則 (平成5年3月11日条例第15号)

この条例は、平成5年6月1日から施行する。

附 則 (平成6年6月30日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の碧南市休日診療所の設置及び管理に関する条例の規定は、平成6年4月1日から適用する。

附 則 (平成10年3月11日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月9日条例第1号)

- 1 この条例は、平成12年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この条例による第3条、第4条、第8条及び第10条から第14条までの改正規定の施行前にした行為に対する過料の適用については、なお従前の例による。
- 3 この条例の第7条における第5条の次に次の1条を加える改正規定は、施行日以後の行為について適用する。

附 則 (平成24年3月30日条例第8号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月21日条例第28号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年7月1日条例第20号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

碧南市休日診療所の管理に関する規則 (平成3年12月26日規則第50号)

最終改正:平成21年1月21日規則第3号

改正内容:平成21年1月21日規則第3号 [平成29年4月1日]

○碧南市休日診療所の管理に関する規則

平成3年12月26日規則第50号

改正

平成10年3月11日規則第6号

平成21年1月21日規則第3号

碧南市休日診療所の管理に関する規則

碧南市休日診療所の設置および管理に関する条例施行規則(昭和57年碧南市規則第15号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、碧南市休日診療所の設置及び管理に関する条例(平成3年碧南市条例第58号)第12条の規定に基づき、休日診療所(以下「診療所」という。)の管理について必要な事項を定めるものとする。

(診療)

第2条 診療所の診療は、外来診療とする。

(診療日)

第3条 診療所の診療日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認める場合は、管理者(医療法(昭和23年法律第205号)第10条に規定する診療所の管理者をいう。以下同じ。)と協議して変更することができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 1月2日及び1月3日

(診療時間)

第4条 診療所の診療時間は、午前9時から正午まで及び午後1時30分から午後5時までとする。ただし、市長が必要と認める場合は、管理者と協議して変更することができる。

附 則

この規則は、平成4年1月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月11日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年1月21日規則第3号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。